平成２１年（フ）第７６９号
埼玉県所沢市大字牛沼148番地の１　エクセルハイツＡ―202、前住所埼玉県所沢市御幸町19番２　201号
債務者　村上　成子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７８８号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木３丁目１番地16
債務者　原口由里子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９０号
埼玉県川越市菅原町７番地17　伊勢原八番館503号室
債務者　小倉　義一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９４号
埼玉県飯能市大字上名栗2595番地５
債務者　鹿山　布江
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７９６号
埼玉県狭山市祇園18番31号
債務者　樋口　君枝
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８０９号
埼玉県狭山市入間川1466番地の６、前住所埼玉県狭山市大字北入曽891番地の７
債務者　割田　利夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２１号
埼玉県川越市新宿町４丁目９番地14　セドルハイム川越301号室、前住所埼玉県川越市中原町１丁目５番地９
債務者　島村　明美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８８０号
大阪府柏原市大県３丁目８番19　シティライフ柏原116号室、前住所大阪府柏原市安堂町６番31―603号
債務者　山下　勲夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
大分県玖珠郡九重町大字松木5353番地
債務者　川野　光子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９１号
大分県日田市若宮町５番56号
債務者　江田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９３号
大分県日田市大字友田1137番地３　エルガーラ友田Ⅱ　１Ｆ
債務者　石松　亜記
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９４号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈1335番地の８
債務者　繁田　幸**德**
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９８号
大分県日田市大字高瀬562番地
債務者　毛利　和明
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９９号
大分県日田市上城内町１番46号たつみ荘11号
債務者　森山英次郎
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３８８９号
北海道千歳市本町５丁目878番地の39
債務者　佐藤　政彦
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１２９号
札幌市厚別区厚別北１条２丁目２番３―205号
債務者　木村　尊幸
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２９１号
札幌市西区発寒５条６丁目１番25号
債務者　山田　陽一
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで札幌地方裁判所民事第４部